

◎新潟県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 島見新発田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷内 2071 番 2 から 同郡同町大字二本松字聖籠山1877番 2 まで	新	7.5～62.5メートル	5,298.3メートル
北蒲原郡聖籠町大字別行字別行沢850番 6 から 同郡同町大字二本松字聖籠山1877番 2 まで	旧	10.9～46.0メートル	4,046.4メートル

備考 1 路線の重用

一部区間一般国道 7 号、一般国道113号、一般国道345号及び県道新潟新発田村上線と重用

2 路線の重複

一部区間聖籠町道大夫興野浦山線と重複